

三重県聴覚障害者支援センター利用者登録規約

1. 利用者登録について

(1) 利用者登録者の対象

三重県聴覚障害者支援センター（以下「センター」と言う。）に利用登録できる方は、以下の条件のいずれかを満たしているものとします。

- ①三重県内の聴覚障害者
- ②三重県内の障害者手帳を有している者
- ③センター長が必要と認めた者

(2) 利用者登録申請

センターに利用者登録をされる方は、センターに「三重県聴覚障害者支援センター利用者登録申請書」にて申請を行ってください。なお、虚偽の記載等や社会通念上問題があると判断された方は、登録の不受理や登録を廃止することがあります。

(3) 利用者登録番号と利用者カード

センターは利用登録の申請があったとき、申請書を審査し、登録を認めることができる場合は「利用者登録番号」を記載した「利用者カード」を発行します。

利用者カードは、ビデオライブラリーまたは日常生活用具の貸出申請の時に提示を求めることがありますので、大事に保管してください。

(4) 利用者登録内容変更、及び登録抹消

利用者登録の内容（住所、連絡先、氏名等）に変更があるときは、センターに申し出てください。

2. ビデオライブラリーや日常生活用具などの利用または貸出について

(1) ビデオライブラリー

字幕入り映像ライブラリーの利用を申し込むときは、「字幕入り映像ライブラリー借受申込書」に必要事項を記入し、支援センターに提出してください。提出は郵送・FAX・メールなどの方法でも受け付けています。

貸し出しは、一人1回3巻（枚）までで原則手渡しですが、郵送を希望する場合は、郵送による貸し出しも行っています。

返却は2週間以内に返却することとし、郵送による返却も受け付けています。ただし、返却の際の郵送料は利用者の負担となります。

(2) 日常生活用具

日常生活用具の貸出を申し込むときは、「日常生活用具貸出申請書」に必要事項を記入し、支援センターに提出してください。提出は郵送・FAX・メールなどの方法でも受け付けています。

貸出は原則として、利用日の6ヶ月前から申請受付を開始し、3日前までに申請するものとします。緊急などの諸都合がある場合はこの限りではありません。

貸出・返却ともセンターにて直接行います。郵送による貸出・返却は行っていません。

3. 開館時間、休館時間

施設の開館時間は午前8時30分から午後5時までとします。

休館日は次のとおりとします。

ア 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

イ 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

4. 利用・貸出料金

ビデオライブラリー、日常生活用具の利用・貸出料金は原則として無料とします。

ただし、不適切な利用などで破損や事故が起きた場合は、利用申請者とセンターが協議をするものとします。

5. 利用登録者への情報提供

センターに利用登録された団体には、年に12回以上センターから情報提供を行いません。